

花巻市立小中学校における新型コロナウイルス感染症に係る基本方針 20230510

花巻市教育委員会

新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日付けで5類感染症に移行したことを踏まえ、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)』(文部科学省)に示されている内容を基に、花巻市立小中学校の教育活動の基本方針を下記のとおり改定しました。

5類感染症への移行後も各校においては、感染状況が落ち着いている平時には、換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底、咳エチケットや手洗いの指導の徹底など、日常的な感染予防・防止対策を継続することが基本となります。その上で、感染流行時には一時的に活動場面に応じて、可能な限り身体的距離を確保することや、近距離での会話や大声での発声を控えることなどの対策を講じることとなります。

なお、下記内容については現時点における判断であり、状況が変化した場合には改めて追加の依頼・修正等、協力要請を行うことを申し添えます。

記

1 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策に係る内容

(1) 児童生徒等の健康観察

① 家庭での健康状態の把握

- ・家庭で登校前に発熱や咽頭痛、咳等の風邪等症状がないか確認いただく。
(発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状があった場合は、無理をして登校しないよう、児童生徒等・保護者に対する周知・呼び掛けを行うこと)
- ・教職員も出勤前に、上記、体調不良があった場合は基本的に欠席(状況に応じた服務で対応(後述))して、感染防止に努める。

② 登校後の学校での健康観察の実施

- ・朝の会で健康観察を確実に実施し、児童生徒の健康状態を把握する。

③ 発熱等の症状が見られた場合の対応

- ・登校前に、咳等風邪症状があった場合は、自宅で休養するようお願いする。
- ・学校において、風邪症状(平熱より高い等)が確認された場合は、できるだけ早い段階で家庭連絡し、帰宅させるようにする(要安全確認)とともに、学童クラブへの連絡を行う。
- ・風邪症状が見られた場合は受診を勧め、受診状況を保護者から聴き取る。(受診・検査はあくまで保護者の意向による、任意であることに留意する)

(2) 手洗いや咳エチケットの指導

① 手洗いの徹底

- ・衛生管理マニュアルに示されている手の洗い方を確実に実施する。
- ・一日の中で、<登校後、トイレ使用後、業間(中休み)、給食前、昼休み後、部活動等運動後>など、定期的に手洗いを全員が実施する時間帯や状況を定めて、指導徹底する。
- ・なお、手をふくハンカチ等は持参させ、貸し借りさせない。毎朝の忘れ物点検項目にすることなど、確実な実施に努める。

② 咳エチケットの徹底

- ・咳・くしゃみをする際は、ティッシュ・ハンカチや、袖、肘の内側などで口・鼻を覆う指導を徹底する。

③ マスクの取扱い

- ・学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とするが、校外学習等で医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、着用が推奨される場面があることに留意すること。また、様々な事情によりマスクの着用を希望したり、着用できない児童生徒もいることから、着脱を強制しないこと。
- ・新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等については、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒等に対してマスクの着用を推奨すること。
- ・感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行うこと。

(3) 学校医・学校薬剤師等と連携した保健管理体制の確立と清掃による環境衛生の保持

- ・本通知を学校医・学校薬剤師にお知らせし、実態に応じた助言等を仰ぐこと。
- ・清掃により清潔な空間を保ち、手洗いを徹底すること。清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要であること。

(4) 抵抗力を高める指導

- ・「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導する。

(5)換気の確保

- ・換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する)、2方向の窓を同時に開けて行う。
- ・エアコン使用時においても換気する。
- ・冬季は室温低下による健康被害が生じないよう、学校内での保温・防寒目的の衣類の着用や、空き教室などを活用して行う二段階換気等に留意する。
- ・体育や特別教室での授業のため、教室を離れる際にも、窓を開けて換気を行う。
- ・学校に換気扇等の換気設備・機器(サーキュレーター、空気清浄機、CO₂モニター等)がある場合には、自然喚起と併用し、可能な限り十分な換気を確保すること。

(6)身体的距離の確保

- ・感染流行時の授業においては、講義形式の机配置とし、児童生徒の間隔を可能な限り(学校規模・教室の広さにもよる)とり、座席間にも触れ合わない程度の距離を確保するように座席配置を工夫する。
- ・感染流行時には、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること。近距離での話し合い活動が必要な場合(授業以外の生徒会活動・部活動も同様)は、十分な換気を確保した上で、できるだけ距離をとり、工夫して実施する。

(7)臨時休業(休校)に伴う学習の遅れに関する対応策についての検討

- ・学校や学年間で共通理解を深め、児童生徒及び教員に過重な計画・負担とならないように十分配慮する(年間授業日数も検討・吟味するが、学級閉鎖等の不測の事態に備えることのみを過剰に意識して標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないこと)。

(8)感染防止の対応を行った部活動等の実施

①中学校における部活動の実施

- ・部活動については、基本的に中学校の体育館や校庭等を利用し(市体育施設及び地区社会体育館等の利用も可規定)、健康観察や換気の確保、手洗い等の感染防止対策を講じながら実施する。ただし、部活動への参加を強要しない。
- ・体育館使用については、換気に努めるとともに、部毎に使用時間のローテーションを組むなど、密集状態にならないよう工夫する。
- ・感染が流行している場合には、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控え、身体的距離を確保すること。(応援や掛け声、合唱や演奏、組み合ったり接触したりする運動の実施は慎重に検討する)
- ・活動時間は、最大でも平日2時間程度、休日は3時間程度とし、短時間で効率的な活動に努めること。
- ・平日1日、週休日1日はこれまでどおり部活動休養日とする。
- ・対外試合及び合同練習等については、地域の感染状況等を踏まえて判断する(実施の可否は校長決裁とする)。
- ・外部コーチ、部活動指導員に対しては、学校から共通理解していただくようにする。
- ・家庭学習時間の確保や抵抗力を高めることが必要であることから、部活動と同一種目のスポーツ少年団等の活動を実施する場合は、一連の活動としてとらえ、部活動の活動時間・曜日の範囲内で活動し、遅くても20時には解散する(スポーツ振興課を通してスポーツ少年団に要請)。

②スポーツ少年団活動

- ・活動に当たっては、基本的に小学校の体育館や校庭等を利用し(市体育施設及び地区社会体育館等の利用も可)、活動時間は中学校の部活動と同様に、平日の場合2時間程度、週休日の場合3時間程度とし、最低でも平日1日及び週休日1日は休養日とするなど、活動が過度にならないようにすること。
- ・対外試合等については、中学校部活動と同様とする。

(9)感染防止の工夫を行った学校給食の実施

- ・給食の前後に、全員手洗いを徹底する。
- ・給食当番の児童生徒については、衛生状態をしっかり確認すること。
- ・飛沫感染予防として、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える。ただし、「黙食」は必要ないこと。
- ・感染流行時には机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には、対面の児童生徒等の間に一定の距離(1m程度)を確保する等の措置を講じる。

(10)放課後児童クラブや放課後等デイサービスのための教室等の活用

- ・臨時休業(休校)及び時差登校(分散登校)となった場合は、学校で次の児童を受け入れる。
ア 学童クラブに登録している児童のうち、臨時休業(休校)期間に家庭で保育することが困難な児童(子ども課 ⇒ 学童クラブに登録している保護者に対して、なるべく自宅で保育していただくことを勧める)

- イ 学童クラブに登録していない児童のうち、家庭で保育することができない小学校3年生以下の児童（保護者にメール等で周知し、前日までの申し出により把握。名簿作成のこと。）
- ・受け入れ体制は次のとおりとする。
 - ア 上記アの児童については、通常の時間に登校し（臨時休業（休校）の場合は弁当持参）、12時30分以降に学童クラブに移動する。
 - イ 上記イの児童については、通常の時間に登校し（臨時休業（休校）の場合は弁当持参）、15時（午後授業がある場合は下校時刻）までには下校する（例えば家庭で午後からの保育が可能であれば午前中のみとする場合も考えられる）。
- ・児童生徒が登校している時間は、教職員が児童生徒の指導や見守りを行う。
- ・校庭や体育館利用の申し出があった場合には、感染拡大防止の観点から貸し出すこと。
- ・教職員と学童クラブ指導員等との連携を密にして対応すること。

2 登校及び出勤に係る留意事項

(1) スクールバス・スクールタクシーの使用

- ・児童生徒等の健康・安全を第一に考え、定期的に換気を行うこと。また、座席の数と比して利用者が多くなる場合や、感染流行時には会話を控えることの徹底やマスク着用の推奨を行うこと。
- ・分散登校の場合はスクールバスを運行し、臨時休業（休校）の場合は運行しない。

(2) 医療的ケアを必要とする児童生徒、基礎疾患を有する児童生徒及び教職員の把握

- ・基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患等）を有する児童生徒、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている教職員等、感染した場合重症化のリスクが高い児童生徒及び教職員をリストアップし、個々に主治医と相談していただき、状況に応じた登校・出勤の判断をしていただく。

(3) 臨時休業（休校）の判断

- ・「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」に基づき対応を検討する。
- ・複数の児童生徒の感染が判明した場合は、必要に応じて学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休業（休校）の判断をする必要があるため、学務管理課に連絡すること。

(4) 児童生徒の出欠の扱い

- ・児童生徒等の感染が判明した場合は、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとること。出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とすること（期間を短縮することは基本的に想定されないこと）。
- ・児童生徒に発熱等の風邪の症状（咳・鼻水・体調不良等）やインフルエンザ様疾患感染の疑い等がみられるときには、自宅で休養するようお願いすること。
- ・上記の場合の出欠の扱いについては、欠席とすること。（後日、感染が確認された場合は、発症日にさかのぼって出席停止扱いとすること）

(5) 教職員の服務に関すること

- ・教職員本人が罹患した場合には病気休暇の取得や在宅勤務等にする。
- ・発熱等風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には年次休暇を取得させる。

(6) 濃厚接触者の取扱いについて

- ・令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなくなり、今後は行動制限及びその協力要請は行われなかったこと等を踏まえ、例えば以下のようなものであっても、感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はないこと。
- 例） →同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等
→学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者

3 学校行事等について

学校行事の実施に当たっては、上記1で述べた対策を講じること。なお、感染流行時には、以下に示したような対策や工夫を講じながら、可能な限り実施する方向で検討すること。

(1) 運動会・体育祭等の体育的行事について

例)

- ア 児童生徒が密集する運動や、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、安全な実施が可能か慎重に検討する。

イ 開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者が昼食をとる場所（雨天・猛暑）等についても、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をする。

ウ 来校者にも健康状態を確認するよう依頼し、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を推奨する。

- ・学校施設の状況、児童生徒数、地域の状況等によって、必要となる実施に当たっての配慮事項は異なってくるため、感染流行時には3密を徹底的に避けることを基本に、それぞれの学校で慎重に検討すること。

(2) 修学旅行・宿泊体験学習について

例)

ア 可能な限り、開放した広い空間かつ不特定多数と接触しない環境を確保すること（集合・集会・待機場所、交通機関、見学・訪問施設、食事、休憩・就寝、入浴、土産購入、他地域からの観光客等との接触、等）。

イ 普段と同様、旅行中も児童生徒の体調確認を行うこと。

ウ 不測の事態に対応できる体制を事前に整備すること。

- ・実施に当たっては、日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考にしつつ、感染流行時には、防止対策を講じること。
- ・発熱等の症状が出た場合には、保護者にも速やかに対応いただくことについて了解を得ること。
- ・生徒・保護者等の修学旅行の実施に対する意向を確認し、実施について保護者の合意が得られなかった場合は参加を強制しないこと。

(3) 入学式・卒業式等の儀式的行事及び学習発表会・文化祭等の文化的行事について

例)

ア ICTを活用した対面とオンラインとのハイブリッド方式により開催すること。

イ 来賓や保護者等については着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保すること。

ウ 近距離での会話や大声での発声等を控えること。

エ 発熱等の風邪の症状がみられないか、受付で確認すること。

- ・室内で児童生徒が近距離で行う合唱や演奏、演劇等は、感染のリスクが比較的高い学習活動であることから、感染流行時に実施する際には、児童生徒の「接触」「密集」「近距離で向かい合っただけの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くなど工夫して実施すること。（体の中心から前方1m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保すること）

※上記(1)から(3)については、時々の地域の感染状況に応じた感染症対策を徹底し、可能な限り実施する方向で検討し、児童生徒に過度の負担がかかる等の観点から中止せざるを得ない場合は、校長の判断で延期または中止することも可とする。

(4) 見学等の校外学習・外部講師を招聘しての学習について

- ・3密（密閉、密集、密接）等の感染症対策を講じた上で実施すること。

(5) 家庭訪問について

- ・感染流行時に実施する場合は、必要に応じて訪問する世帯数や訪問時間を減らすこと。

(6) 全校集会等の集会活動について

- ・感染流行時に実施する場合は、密集等を防ぐため、人との間隔は、体の中心から前方1m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保すること。また、必要に応じて各教室に放送を流したり、ウェブ会議システムで視聴したりする等の手立てを講じること。

(7) 水泳授業について

- ・児童生徒の密集・密接の場面が想定されるため、プール水の適切な管理、児童生徒の間隔を保つ等、様々な感染リスクへの対策を講じること。また、感染流行時に実施する場合は、保護者等に対して、感染リスクへの対策を講じた上で、水泳授業を実施することを周知すること。

(8) 健康診断について

- ・感染防止対策を徹底し、3密を回避すること。実施時期の判断や実施方法等については、学校医、学校歯科医等と十分連携し、共通理解を図ったうえで実施すること。

(9) PTA主催事業を実施する際には、授業に準じた感染症対策を講じるようPTA役員等に協力依頼すること。

4 学力保障について

- (1) 必要に応じて教育課程の見直しを図る等、カリキュラムマネジメントを推進すること(例えば、2学期に重点的に教科の学習を進め、3学期に総合的な学習の時間の時数を多くする等)。
- (2) 感染拡大による臨時休業(休校)に備え、児童生徒の負担を考慮しながら、余裕をもった授業進度となるよう努めること。
- (3) 児童生徒が計画的に家庭学習を行うことができるよう配慮すること(家庭学習の手引き、家庭学習カード・計画表、学習プリント配付、e ライブラリ、文部科学省や NHK のインターネット動画視聴、学校ホームページの活用等)
- (4) 不登校児童生徒及び出席停止措置該当児童生徒の健康確認及び家庭での学習を支援すること。
- (5) 家庭に Wi-Fi(無線 LAN)環境がなく、インターネットを活用した学習を行うことが困難な児童生徒に対しては、個別に学校の Wi-Fi(無線 LAN)環境の開放を行うことを検討すること。
- (6) 臨時休業(休校)中の学校図書館の開館(貸出)を検討すること。

5 地域で感染がまん延している状況になった場合の対応について

- (1) 基本的に、スクールバスの運行と給食の提供を実施する。
- (2) 児童生徒の間隔を可能な限り2メートル(最低1メートル)確保するように座席配置を取ることを推奨する。施設の制約がある場合には、学級を二つのグループに分ける等、分散登校や時差登校を適宜組み合わせ、異なる教室や時間で指導を行う。

6 その他

- (1) 臨時休業(休校)措置がとられた場合の校内研修について
 - ・校内研修の内容を見直し、学校ホームページ作成、ICT教育、学習指導要領に対応するための研修(例えば、小中が連携してプログラミング教育や小学校外国語科などの研修を実施する)の充実を図る。
- (2) 教職員の学校ホームページおよびウェブ会議システムの操作に係る理解を深め、緊急時に迅速に情報発信できる体制をつくること。※学校ホームページの操作については操作マニュアルを参照し、その作成や更新等が出来ない場合は、学校教育課ICT支援員(41-3146)に相談すること。
- (3) 配慮を必要とする児童生徒について
 - ・児童生徒や保護者に対して個別に連絡し、家庭での状況を把握する。また、必要に応じて学区内の巡回を行う。
- (4) 不安を抱えている児童生徒等に対しては、必要に応じて「教育相談室・適応指導教室(風の子ひろば)」の活用(児童生徒の直接電話相談等)を促すこと。
- (5) 新型コロナウイルス感染等のために児童生徒が出席停止となった場合、当該児童生徒が偏見や差別、または、いじめ等の対象とならないよう、普段から人権を尊重する意識を醸成すること(SNSで根拠のない噂を流したりしない等の指導も)。
- (6) 臨時休業(休校)期間中の土日祝日(教職員が勤務しない日)の緊急連絡先は、学務管理課管理係(41-3143)とし、児童生徒及び保護者等から連絡があった場合は、石鳥谷総合支所の土日祝日担当者が校長または副校長に当該児童生徒及び保護者等の連絡先を電話連絡する。

【参考資料】

○『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)』文部科学省

<学校保健に関すること> (健康観察・出席停止、臨時休業(休校)、消毒等)

【担当】学務管理課 係長 瀬川巨人

TEL 0198-41-3143 FAX 0198-45-1321

E-mail: gakumu_004@edu.city.hanamaki.iwate.jp

<指導に関すること> (学習指導、部活動、学校行事等)

【担当】学校教育課 主任指導主事兼指導係長 小原 ひとみ

TEL 0198-41-3146 FAX 0198-45-1321

E-mail: gakkyo_003@edu.city.hanamaki.iwate.jp